

【表紙】

【提出書類】 訂正報告書
【根拠条文】 法第27条の25第3項
【提出先】 近畿財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 甲立 亮
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【報告義務発生日】 該当事項なし
【提出日】 2026年1月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 該当事項なし
【提出形態】 該当事項なし
【変更報告書提出事由】 該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ASAHI EITOホールディングス株式会社
証券コード	5341
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）/1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	星野 和也
住所又は本店所在地	大阪市都島区善源寺町
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 豊岡 正梧
電話番号	03-6775-1000

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.11
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年12月8日
訂正箇所	下記参照

（訂正前）

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.11

（訂正後）

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.10

（訂正前）

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）/1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (2025年12月8日現在)	V	6,844,419
上記提出者の株券等保有割合（%） (T / (U+V) × 100)		42.75
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		7.29

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (2025年12月8日現在)	V	6,844,419
上記提出者の株券等保有割合（%） (T / (U+V) × 100)		42.75
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		8.26

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

Evo Fundに貸株300,000株。

発行者と提出者は2025年11月21日付で、新株予約権証券（第13回）の第三者割当に関して契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、同契約に定められた一定の条件が存在する場合、第13回新株予約権行使しないことに合意している。また、提出者は、新株予約権証券（第13回）を譲渡しようとする場合には、発行者の取締役会の承認を得ることに合意している。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

Evo Fundに貸株300,000株。

発行者と提出者は2025年12月8日付で、新株予約権証券（第13回）の第三者割当に関して契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、同契約に定められた一定の条件が存在する場合、第13回新株予約権行使しないことに合意している。また、提出者は、新株予約権証券（第13回）を譲渡しようとする場合には、発行者の取締役会の承認を得ることに合意している。